

### 「ネット上のいじめ」の被害者は…

「授業に集中できない」、「携帯電話に恐怖を感じる」など精神的に苦しい思いをしています。

### 「ネット上のいじめ」とは…

「パソコンや携帯電話のサイトに、本人が傷つくことを書き込まれたり、顔写真を勝手に載せられるなどの嫌がらせをされる」いじめです。

ネット上で「児童生徒のいじめ、嫌がらせ」、「非行につながるような書き込みのある掲示板」などを発見したら

## ネット通報窓口サイトへ通報してください!

**ネット通報窓口専用サイト**

パソコンからは  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/mimamori.html>

携帯電話からは  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/i/gakyo/mimamori2.html>

※緊急の場合は、「いじめ相談電話24」へ  
**017-734-9188** (24時間対応)

ネット上のいじめや有害情報から子どもたちを守りましょう!

携帯電話・パソコンなどの普及に伴い、子どもを取り巻くネット上のいじめや有害情報などが新たな問題になっています。子どもたちが健やかに成長する環境を整えるためには、学校、保護者、そして地域の皆さんが連携し、取り組むことが大切です。

学校教育課 ☎017-734-9897

# 犯罪被害者支援制度を ご存じですか?

警察では、犯罪による被害者の方々を支援しています。  
被害者の方は、様々な問題を抱えています。

犯罪の被害者(遺族を含む)は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の無責任なうわさ話やマスコミ報道によるストレスなどの二次的な被害にも苦しめられています。

### 被害者支援の具体的な内容

#### ① 被害者等の方々に対する情報提供

刑事手続きの流れや、被害者等の方が必要とする情報をまとめたパンフレット「被害者の手引き」により情報提供しています。

#### ② 「犯罪被害給付制度」による支援

殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や障害がのこった方、重大な傷病を受けた方に対し、一定の場合に、国から給付金が支給されます。

#### ③ 被害に遭った方々に対する県費負担制度

特定の被害に遭われた方には、診断書料や初診料、検査費用などを県費で負担する制度があります。また、ホテル等へ一時避難するための費用等を負担できる場合があります。

#### ④ 被害者の要望に応じた警察官の対応

性犯罪被害等に遭われた方の要望に応じて、女性警察官による事情聴取や捜査状況の連絡を行うよう配慮しています。

#### ⑤ 指定被害者支援要員による支援

捜査員とは別の警察職員(指定被害者支援要員)が病院や検察庁等への付添い等、被害者の心情に配慮した支援活動を行うよう努めています。

#### ⑥ 専門的知識を有する警察職員によるカウンセリング

専門的なカウンセリングが必要ときに、臨床心理士の資格を持つ警察職員がカウンセリングを行っています。

#### ⑦ 民間の被害者支援団体と連携した支援活動

電話相談、病院や裁判所等への付添い、法律相談、臨床心理士によるカウンセリング等を行っている民間の被害者支援団体「社団法人あおもり被害者支援センター」と連携し、被害者等のニーズに沿った途切れない支援活動を行っています。



(社)あおもり被害者支援センター  
相談専用窓口  
**017-721-0783**  
毎週月曜～金曜日 毎月第3土曜日  
正午～午後4時まで  
(ただし、年末・年始祝日を除く)

警察本部犯罪被害者支援室 ☎017-723-4211 (代)